

各 部 課
各出先機関

香芝市地理情報システム活用推進会議設置要綱を次のように定める。

令和6年10月3日

香芝市長 三 橋 和 史

香芝市地理情報システム活用推進会議設置要綱

(設置)

第1条 香芝市における諸施策の実施に当たっての地理空間情報の活用について、関係部相互の緊密な連携を確保し、総合的かつ効果的な推進を図るため、香芝市地理情報システム活用推進会議（以下「GIS推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 GIS推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 地理情報システム（以下「GIS」という。）の有効活用に関する事項
- (2) GISに関する職員の技能の向上を図るための取組に関する事項
- (3) 統合型及び公開型GISの導入等の検討に関する事項
- (4) その他GISの活用の推進のために必要と認める事項

(組織)

第3条 GIS推進会議は、都市創造部長、企画部長、危機管理監、総務部長その他市長が指定する職にある者をもって組織する。

(会長)

第4条 GIS推進会議に、会長を置く。

2 会長は、都市創造部長をもって充て、会務を統括する。

(会議)

第5条 GIS推進会議の会議は、会長が必要に応じて招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会長は、必要があると認めるときは、会議にGIS推進会議の構成員以外の者を出席させ、意見又は説明を求めることができる。

4 会議で共有、協議及び検証した事項は、速やかに市長に報告するものとする。

(ワーキンググループ)

第6条 会長は、第2条各号に掲げる事項に係る具体的な作業に取り組むに当たって必要と認めるときは、ワーキンググループを設置することができる。

2 ワーキンググループは、関係部の職員で会長が指名するものをもって構成

する。

(庶務)

第7条 GIS推進会議の庶務は、企画部企画政策課及びICT推進課並びに生活安全部生活安全課の協力を得て、都市創造部都市計画課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、GIS推進会議の運営等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年10月3日から施行する。